

平成 29 年分 確定申告が始まりました

申告期間

2月 16 日(金)～3月 15 日(木)

問合せ 税務課税務グループ ☎ 2513

『役場』から案内ハガキをお送りしています。
また、昨年確定申告をした方には、『税務署』からも案内が送付されています。
税務署から申告用紙が直接

申告が必要な方へのご案内

申告が必要かどうかご不明な方は、ご相談ください。

今年も確定申告の時期となりました。次の項目を参考にご準備を進めていただき、期間中に済まされますようお願いします。

申告が必要かどうかご不明な方は、ご相談ください。

公的年金等の収入が
400万円以下の方

公的年金等でない他の所得が20万円以下の方は、原則、確定申告は不要です。

ただし、公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除の適用を受けたい方など、源泉所 得税の還付を受けたい場合は申告が必要です。

①生命保険金の満期や解約など、一時的な収入を得た方
②土地・建物等を売却した方
③医療費控除や寄付金控除（ふるさと納税「ワンストップ特例」に該当しない方）など、各種控除の適用を受けたい方
④居宅の取得による借入金等控除の適用を受けたい方

申告が必要な方へのご案内

『役場』から案内ハガキをお送りしています。

また、昨年確定申告をした方には、『税務署』からも案内が送付されています。

税務署から申告用紙が直接

公的年金等でない他の所得が20万円以下の方は、原則、確定申告は不要です。

ただし、公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除の適用を受けたい方など、源泉所 得税の還付を受けたい場合は申告が必要です。

このほかに、収入がある場合や控除の適用を受けたい場合は、これらを証する書類をお持ちください。

※還付を受ける場合のみ

- 印かん
- 金融機関の口座番号

※10万円を超える場合でも控除が適用される場合があります。

追分地区の方【申告日一覧】	
日程	割当地区 など
2月 20 日(火)	若草地区 1～2丁目
2月 21 日(水)	若草地区 3丁目
2月 22 日(木)	柏が丘・緑が丘
2月 23 日(金)	青葉地区
2月 26 日(月)	白樺地区
2月 27 日(火)	本町地区 1～4丁目
2月 28 日(水)	本町地区 5～7丁目
3月 1 日(木)	中央地区・他指定日に来られない方
3月 2 日(金)～15 日(木) ※土日を除く	農業所得の方

案内が来ない方の申告

送付されなくとも、役場で意していますので、お申し付けください。
※国税庁ホームページで、作成した申告書を印刷して提出することができます。

収入のない方

収入が0円でも、その旨を申告する必要があります。

申告がないと国民健康保険税など各種料金（税）が割高になる、各種公的制度が利用できなくなるなどの不都合が生じる場合があります。

申告会場

【早来地区の方】

会 場 保健センター 2階（早来庁舎横）
受付時間 9時～17時
申告日 事業所得や不動産所得のある方のみ、目安の日時をハガキでご案内します。

【追分地区の方】

会 場 ぬくもりセンター内申告会場
受付時間 9時～17時
申告日 左表のとおり、目安の日程を地区毎に分けています。

苦小牧税務署は、下記会場で申告を受け付けます。

会 場 苦小牧市労働福祉センター
(苦小牧市末広町1丁目15番7号)
開設期間 3月 15 日(木)までの平日
開設時間 9時～16時

※税務署内では、受け付けていません。